

動薬協会発 5 号
平成 30 年 4 月 2 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

国が行う動物用医薬品等の収去について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物医薬品検査所企画連絡室長通知
(29 動薬第 4314 号) がありましたので、お知らせします。

29動薬第4314号
平成30年3月29日

公益社団法人日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長

国が行う動物用医薬品等の収去について

このことについて、別添のとおり都道府県動物薬事主務課長宛に通知しましたので、貴会会員に周知いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。



29動薬第4314号
平成30年3月29日

都道府県動物薬事主務課長 殿

農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長

国が行う動物用医薬品等の収去について

平素より動物薬事行政に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第69条第4項の規定に基づき、国が行う収去については、「動物用医薬品製造業者の製造所等に対して国が行う立入検査の実施について」（平成27年8月28日付け27動薬第1847号農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長通知）により、製造所（保管庫等を含む。）を対象施設として実施してきたところです。

今般、動物用医薬品等の流通の実態を踏まえ、より効率的かつ効果的に収去を実施するため、国が行う収去については、製造所に加え、卸売販売業者及び店舗販売業者の物流センターも対象とすることとしましたのでお知らせいたします。来年度の対象施設については現在検討しているところですが、貴管下の卸売販売業者及び店舗販売業者の物流センターを対象施設とした際には、予め御連絡させていただきますので、同行等のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について」（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）の別添1に基づき都道府県の薬事監視員が行う収去については変更はありませんので、引き続き御対応いただけますよう、よろしくお願いいたします。